

障害者自立支援対策臨時特例 交付金に関するQ & A (追加分2)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

Q 1 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、従業員の資質向上や職場定着等に資する取組に要する費用とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 1 重度訪問介護事業所の従業員の資質向上及び職場定着を図るため、新規採用予定者等に対し、サービス提供現場に同行させて行う研修
ALS患者等の利用者を想定した研修(医師による指導等)
重度障害者に対して提供する食事を工夫するための調理実習
などの取組を行っている事業所に対して、その研修等に必要となる費用(医師に対する謝金等)を補助対象として想定している。

< 障害福祉課訪問サービス係 >

Q 2 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、重度訪問介護事業所の収入の激変緩和にかかる経費の助成は、1年を単位として実施するのか。

A 2 以下のとおり、半年を単位として実施することとし、それぞれの期間における重度訪問介護による実収入額が、従来の実収入額の90%未満である場合、それぞれの支払い時期の間に事業所に対して助成する。

第一期	：平成18年10月	～	平成19年3月分	(支払い時期：平成19年4月～6月の間)
第二期	：平成19年4月	～	平成19年9月分	(支払い時期：平成19年10月～12月の間)
第三期	：平成19年10月	～	平成20年3月分	(支払い時期：平成20年4月～6月の間)
第四期	：平成20年4月	～	平成20年9月分	(支払い時期：平成20年10月～12月の間)

< 障害福祉課訪問サービス係 >

Q 3 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、重度訪問介護事業所の収入の激変緩和にかかる経費の助成の対象となる事業所の要件に、「従来の実収入額の90%未満であること」「従来のサービス提供時間を下回っていないこと」とあるが、「従来の・・・」とは具体的には何を指すのか。

A 3 助成を受けようとする指定重度訪問介護事業者が、当該事業所の利用者に対し、平成18年4～9月の間に提供した居宅介護及び外出介護にかかる実収入（又はサービス提供時間）を指す。

< 障害福祉課訪問サービス係 >

Q 4 また、助成対象となる事業所の要件に、「重度訪問介護のサービス提供時間が全体のサービス提供時間の3割以上を占めていること」とあるが、「全体のサービス提供時間」とは何を指すのか。

A 4 重度訪問介護のサービス提供時間のほか、当該事業者が居宅介護若しくは行動援護の指定を受けている場合は、これらのサービス提供時間を加えたものを指す。

< 障害福祉課訪問サービス係 >

Q 5 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業について、重度訪問介護事業所の収入の激変緩和にかかる経費の助成額は、具体的にどのように算出するのか。

A 5 以下の例を参考とされたい。

【算出例1(第一期の場合)】

	平成18年4月～9月	平成18年10月～平成19年3月
A事業所 サービス提供時間	6,000時間	6,500時間
実収入額	1,500万円	1,200万円(80.0%)

$$100円 \times 6,000時間 \times 1.23 = \underline{738,000円} \quad \text{助成額}$$

$$\frac{12,000,000円 + 738,000円}{15,000,000円} = \underline{84.9\%}$$

【算出例2(第二期の場合)】

	平成18年4月～9月	平成19年4月～9月
B事業所 サービス提供時間	12,000時間	12,100時間
実収入額	3,600万円	3,200万円(88.9%)

$$100円 \times 12,000時間 \times 1.23 = \underline{1,476,000円}$$

$$\frac{32,000,000円 + 1,476,000円}{36,000,000円} = \underline{93.0\%}$$

$$(3,200万円 + 147.6万円) - 3,600万円 \times 0.9 = 1,076,000円$$

90%を超えるため要調整

$$1,476,000円 - 1,076,000円 = \underline{400,000円} \quad \text{助成額}$$

$$\frac{32,000,000円 + 400,000円}{36,000,000円} = \underline{90.0\%}$$

助成額の調整

< 障害福祉課訪問サービス係 >